平成２９年（フ）第３３７号
岐阜市薮田南３丁目５番25号（ふれあいの里薮田）、前住所岐阜市中鶉７丁目69番地１（リーフィ21　203号室）
債務者　浅野　一美
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯沼　敦朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月13日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４４４号
埼玉県飯能市大字笠縫320番地14
債務者　岩泉　健一
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　太司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月28日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５６７号
埼玉県川越市大字大袋新田537番地４
債務者　田中みよ子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若野　滋男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月28日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３２１号
愛知県高浜市湯山町４丁目15番地５　サンレスト湯山Ｂ－210、前住所愛知県碧南市東山町５丁目20番地６
債務者　島本　　博
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加計　奈美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５３２号
埼玉県鶴ヶ島市富士見５丁目24番18号
債務者　金子　慶輔
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下永吉純子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月７日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５４０号
埼玉県狭山市大字水野512番地の８　ケイプヒルズ入曽102、前住所埼玉県狭山市大字加佐志532番地の４　フラワーヒル43－３
債務者　小倉　拓未
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３２７号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字若宮12番地１　サニークローヴＢ102号、前住所岐阜県羽島郡笠松町田代615番地の４
債務者　上妻　敏彦
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田島　朋美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月23日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１３６号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木1827番地９
債務者　関口　陽樹
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　徳之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６８号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字御所橋18番地１　アリコベール　Ｅ棟
債務者　木村　　均
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第８５５号
さいたま市大宮区上小町1225番地１　フジヤハイツ102号
債務者　藤山　　守
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２６５号
さいたま市桜区大字下大久保1121番地１　高山ハイツ207号室
債務者　中田　　透
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３１２号
さいたま市桜区桜田３丁目６番17号　レオパレス　エクセラン　205号室
債務者　佐藤　淳一
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４３３号
埼玉県志木市中宗岡１丁目10番27号
債務者　山田　裕次
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４５９号
埼玉県和光市下新倉５丁目６番14号　コーポ丸保202
債務者　今村　和男
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４７０号
さいたま市桜区田島４丁目24番２号　アート・パレス浦和ＮＯ３．103号
債務者　星　　昇
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４８４号
埼玉県川口市東領家２丁目35番５号　つくし第２マンションＣ棟207号、旧住所埼玉県川口市西青木３丁目９番９号　福田第一ハイツ202号
債務者　井上　一枝
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係